

広島県告示第四百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十八年広島県告示第七十九号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年三月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

東広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

東広島都市計画道路事業三・四・三九号丸山檜原線

三 事業施行期間

平成二十八年二月十八日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし